

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2004-266342
(P2004-266342A)

(43) 公開日 平成16年9月24日(2004.9.24)

(51) Int. Cl.⁷ F I テーマコード (参考)
 H04L 9/08 H04L 9/00 601B 5J104
 H04L 9/00 601E

審査請求 未請求 請求項の数 18 O L (全 23 頁)

(21) 出願番号 特願2003-26543 (P2003-26543)
 (22) 出願日 平成15年2月3日(2003.2.3)

(71) 出願人 000002185
 ソニー株式会社
 東京都品川区北品川6丁目7番35号
 (74) 代理人 100112955
 弁理士 丸島 敏一
 (72) 発明者 鈴木 英之
 東京都品川区北品川6丁目7番35号 ソ
 ニー株式会社内
 Fターム(参考) 5J104 AA16 EA02 EA17 EA19

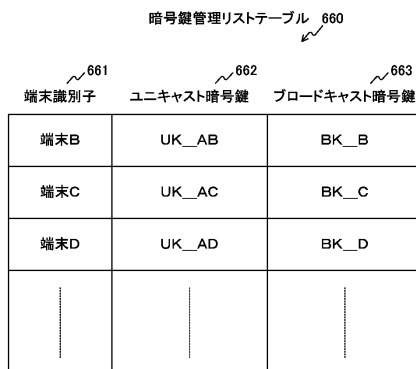
(54) 【発明の名称】 無線アドホック通信システム、端末、その端末における復号方法、暗号化方法及びブロードキャスト暗号鍵配布方法並びにそれらの方法を端末に実行させるためのプログラム

(57) 【要約】

【課題】無線アドホック通信システムにおいて、ブロードキャスト暗号鍵の管理を自律分散して行う。

【解決手段】無線アドホック通信システムにおける各端末は暗号鍵管理リストテーブル660を備える。この暗号鍵管理リストテーブル660では、MACアドレス等の端末識別子661に関連付けられて、その端末識別子661により識別される端末との間のユニキャスト通信に用いられるユニキャスト暗号鍵662およびその端末識別子661により識別される端末がブロードキャスト通信を行う際に用いられるブロードキャスト暗号鍵663が保持される。これにより、ブロードキャスト通信を行う端末毎にブロードキャスト暗号鍵が設けられ、ブロードキャスト暗号鍵の管理が各端末により自律分散して行われる。

【選択図】 図5



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

複数の端末により構成される無線アドホック通信システムであって、
ブロードキャストフレームのペイロードを暗号化して当該ブロードキャストフレームを送信する第 1 の端末と、
前記ブロードキャストフレームを受信して当該ブロードキャストフレームのペイロードを復号する第 2 の端末とを具備し、
前記第 1 の端末は前記第 1 の端末のブロードキャスト暗号鍵により前記ブロードキャストフレームのペイロードを暗号化し、
前記第 2 の端末は前記第 1 の端末のブロードキャスト暗号鍵により前記ブロードキャストフレームのペイロードを復号する
ことを特徴とする無線アドホック通信システム。 10

【請求項 2】

前記第 2 の端末は、
前記第 1 の端末の端末識別子と前記第 1 の端末のブロードキャスト暗号鍵との組からなる暗号鍵管理リストを少なくとも有する暗号鍵管理リストテーブルと、受信したブロードキャストフレームの始点端末識別子に含まれる前記第 1 の端末の端末識別子により前記暗号鍵管理リストテーブルを検索して対応する前記第 1 の端末のブロードキャスト暗号鍵を抽出する手段と、
抽出された前記第 1 の端末のブロードキャスト暗号鍵により前記ブロードキャストフレームのペイロードを復号する手段とを備える
ことを特徴とする請求項 1 記載の無線アドホック通信システム。 20

【請求項 3】

前記第 1 の端末は、
前記第 1 の端末のブロードキャスト暗号鍵を保持する生成鍵テーブルと、
ブロードキャストフレームのペイロードを前記生成鍵テーブルに保持された前記第 1 の端末のブロードキャスト暗号鍵により暗号化する手段と、
暗号化された前記ブロードキャストフレームを送信する手段とを備える
ことを特徴とする請求項 1 記載の無線アドホック通信システム。

【請求項 4】

他の端末の端末識別子と前記他の端末のブロードキャスト暗号鍵との組からなる暗号鍵管理リストを少なくとも一つ有する暗号鍵管理リストテーブルと、
受信したブロードキャストフレームの始点端末識別子を含む前記暗号鍵管理リストを前記暗号鍵管理リストテーブルから検索して対応する前記ブロードキャスト暗号鍵を抽出する手段と、
抽出された前記ブロードキャスト暗号鍵により前記ブロードキャストフレームのペイロードを復号する手段と
を具備することを特徴とする端末。 30

【請求項 5】

他の端末の端末識別子に対応して前記他の端末との間のユニキャスト暗号鍵および前記他の端末のブロードキャスト暗号鍵を保持する暗号鍵管理リストを少なくとも一つ有する暗号鍵管理リストテーブルと、
受信したフレームの終点端末識別子がブロードキャストアドレスであれば当該フレームの始点端末識別子を含む前記暗号鍵管理リストを前記暗号鍵管理リストテーブルから検索して対応する前記ブロードキャスト暗号鍵を暗号鍵として抽出し、前記受信したフレームの終点端末識別子がブロードキャストアドレス以外であれば当該フレームの始点端末識別子を含む前記暗号鍵管理リストを前記暗号鍵管理リストテーブルから検索して対応する前記ユニキャスト暗号鍵を前記暗号鍵として抽出する手段と、
抽出された前記暗号鍵により前記フレームのペイロードを復号する手段と
を具備することを特徴とする端末。 40 50

【請求項 6】

自端末のブロードキャスト暗号鍵を保持する生成鍵テーブルと、
ブロードキャストフレームのペイロードを前記ブロードキャスト暗号鍵により暗号化する手段と、
暗号化された前記ブロードキャストフレームを送信する手段と
を具備することを特徴とする端末。

【請求項 7】

自端末のブロードキャスト暗号鍵を保持する生成鍵テーブルと、
他の端末の端末識別子に対応して前記他の端末との間のユニキャスト暗号鍵を保持する暗号鍵管理リストを少なくとも一つ有する暗号鍵管理リストテーブルと、
送信しようとするフレームがブロードキャストフレームであれば前記生成鍵テーブルの前記ブロードキャスト暗号鍵により前記ブロードキャストフレームのペイロードを暗号化し、送信しようとする前記フレームがユニキャストフレームであれば当該ユニキャストフレームの終点端末識別子を含む前記暗号鍵管理リストを前記暗号鍵管理リストテーブルから検索して対応する前記ユニキャスト暗号鍵により前記ユニキャストフレームのペイロードを暗号化する手段と、
暗号化された前記フレームを送信する手段と
を具備することを特徴とする端末。

10

【請求項 8】

送信先端末のユニキャスト暗号鍵により自端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を暗号化する手段と、
前記暗号化された自端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を前記送信先端末に送信する手段と
を具備することを特徴とする端末。

20

【請求項 9】

他の端末の端末識別子に対応して前記他の端末のブロードキャスト暗号鍵を保持する暗号鍵管理リストを少なくとも一つ有する暗号鍵管理リストテーブルと、
送信先端末のユニキャスト暗号鍵により前記暗号鍵管理リストを暗号化する手段と、
前記暗号化された暗号鍵管理リストを前記送信先端末に送信する手段と
を具備することを特徴とする端末。

30

【請求項 10】

他の端末から当該他の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を受信する手段と、
自端末のブロードキャスト暗号鍵により前記他の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を暗号化する手段と、
前記暗号化された他の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵をブロードキャスト配布する手段と
を具備することを特徴とする端末。

【請求項 11】

他の端末の端末識別子と前記他の端末のブロードキャスト暗号鍵との組からなる暗号鍵管理リストを少なくとも一つ有する暗号鍵管理リストテーブルを備える端末におけるブロードキャストフレームの復号方法であって、
受信したブロードキャストフレームの始点端末識別子を含む前記暗号鍵管理リストを前記暗号鍵管理リストテーブルから検索して対応する前記ブロードキャスト暗号鍵を抽出する手順と、
抽出された前記ブロードキャスト暗号鍵により前記ブロードキャストフレームのペイロードを復号する手順と
を具備することを特徴とするブロードキャストフレームの復号方法。

40

【請求項 12】

自端末のブロードキャスト暗号鍵を保持する生成鍵テーブルを備える端末におけるブロー

50

ドキャストフレームの暗号化方法であって、
ブロードキャストフレームのペイロードを前記生成鍵テーブルに保持されたブロードキャスト暗号鍵により暗号化する手順と、
暗号化された前記ブロードキャストフレームを送信する手順と
を具備することを特徴とするブロードキャストフレームの暗号化方法。

【請求項 13】

第1の端末と第2の端末との間のユニキャスト暗号鍵により暗号化された第1の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を受信する手順と、
前記暗号化された第1の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を前記ユニキャスト暗号鍵により復号する手順と、
第2の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を前記ユニキャスト暗号鍵により暗号化する手順と、
前記暗号化された第2の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を前記第1の端末に送信する手順と
を具備することを特徴とする前記第2の端末におけるブロードキャスト暗号鍵配布方法。

10

【請求項 14】

第1の端末と第2の端末との間のユニキャスト暗号鍵により暗号化された第1の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を受信する手順と、
前記暗号化された第1の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を前記ユニキャスト暗号鍵により復号する手順と、
前記第1の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を第2の端末のブロードキャスト暗号鍵により暗号化する手順と、
前記暗号化された第1の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を第3の端末に送信する手順と
を具備することを特徴とする前記第2の端末におけるブロードキャスト暗号鍵配布方法。

20

【請求項 15】

他の端末の端末識別子と前記他の端末のブロードキャスト暗号鍵との組からなる暗号鍵管理リストを少なくとも一つ有する暗号鍵管理リストテーブルを備える端末において、
受信したブロードキャストフレームの始点端末識別子を含む前記暗号鍵管理リストを前記暗号鍵管理リストテーブルから検索して対応する前記ブロードキャスト暗号鍵を抽出する
手順と、
抽出された前記ブロードキャスト暗号鍵により前記ブロードキャストフレームのペイロードを復号する手順と
を端末に実行させることを特徴とするプログラム。

30

【請求項 16】

自端末のブロードキャスト暗号鍵を保持する生成鍵テーブルを備える端末において、
ブロードキャストフレームのペイロードを前記生成鍵テーブルに保持されたブロードキャスト暗号鍵により暗号化する手順と、
暗号化された前記ブロードキャストフレームを送信する手順と
を端末に実行させることを特徴とするプログラム。

40

【請求項 17】

第1の端末と第2の端末との間のユニキャスト暗号鍵により暗号化された第1の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を受信する手順と、
前記暗号化された第1の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を前記ユニキャスト暗号鍵により復号する手順と、
第2の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を前記ユニキャスト暗号鍵により暗号化する手順と、
前記暗号化された第2の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を前記第1の端末に送信する手順と
を前記第2の端末に実行させることを特徴とするプログラム。

50

【請求項 18】

第1の端末と第2の端末との間のユニキャスト暗号鍵により暗号化された第1の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を受信する手順と、
前記暗号化された第1の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を前記ユニキャスト暗号鍵により復号する手順と、
前記第1の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を第2の端末のブロードキャスト暗号鍵により暗号化する手順と、
前記暗号化された第1の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を第3の端末に送信する手順と
を前記第2の端末に実行させることを特徴とするプログラム。

10

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、無線アドホック通信システムに関し、特に端末毎に異なるブロードキャスト暗号鍵によりブロードキャストフレームを暗号化して秘匿性を保つ無線アドホック通信システム、当該システムにおける端末、および、これらにおける処理方法ならびに当該方法をコンピュータ(端末)に実行させるプログラムに関する。

【0002】

【従来技術】

電子機器の小型化、高性能化が進み、簡単に持ち運び利用することが可能となったことから、必要になったその場で端末をネットワークに接続し、通信を可能とする環境が求められている。その一つとして、必要に応じて一時的に構築されるネットワーク、すなわち無線アドホックネットワーク技術の開発が進められている。この無線アドホックネットワークでは、特定のアクセスポイントを設けることなく、各端末(例えば、コンピュータ、携帯情報端末(PDA: Personal Digital Assistance)、携帯電話等)が自律分散して相互に接続される。このような無線アドホック通信システムにおいても、重要な情報の送受やプライベートなやりとりが第三者に傍受されることなく安心して行えるように暗号化等による秘匿性が求められている。

20

【0003】

一般に、通信内容を暗号化するためには、暗号化および復号化の両方で同じ共通鍵を用いる共通鍵暗号方式と、暗号化には公開鍵を用いて復号化には秘密鍵を用いる公開鍵暗号方式の二つの暗号方式が用いられている。共通鍵暗号方式は、暗号化および復号化を高速に行うことが可能であるが、通信の当事者同士が事前に何らかの方法で共通鍵を共有しておく必要がある。一方、公開鍵暗号方式は、共通鍵暗号方式に比べると処理が遅いが、当事者間同士で鍵を共有する必要がないという利点がある。そこで、共通鍵暗号の高速性と公開鍵暗号の利便性を組み合わせるハイブリッド方式が一般的に用いられている。具体的には、公開鍵暗号方式を用いて共通鍵を暗号化して送信し、当事者間で共有した共通鍵で実際の通信データの暗号化を行うことになる。

30

【0004】

この通信データの暗号化のための共通鍵は、用途に応じてユニキャスト暗号鍵とブロードキャスト暗号鍵とに分類される。ユニキャスト暗号鍵は、二つの端末間のユニキャスト通信において用いられるものであり、その二つの端末以外には知らされない共通鍵である。一方、ブロードキャスト暗号鍵は、ある端末からのブロードキャスト通信を各端末において復号化するために用いられるものであり、ブロードキャスト通信にかかわる全ての端末間で共有される共通鍵である。従って、ブロードキャスト暗号鍵は、ユニキャスト暗号鍵と比較して一般に、秘匿性を維持することが難しくなる。

40

【0005】

そのため、従来通信システムにおいては、ブロードキャスト暗号鍵はネットワーク上の特定の装置において一元管理され、ブロードキャストグループにおけるブロードキャスト暗号鍵の秘匿性が図られている。例えば、モバイルデバイスに対してネットワーク所有者

50

であるワイヤレスキャリアがブロードキャスト暗号鍵を予め設定しておくことにより、ブロードキャストメッセージを暗号化する技術が提案されている（例えば、特許文献1参照）。

【0006】

【特許文献1】

特表2002-501334号公報（図1）

【0007】

【発明が解決しようとする課題】

従来通信システムではブロードキャスト暗号鍵は一元管理されているが、無線アドホック通信システムにおいては端末は常に移動し、端末の参入および脱退が頻繁に行われ、ブロードキャストグループを構成する端末を固定することができない。また、無線媒体の性質上、そのような一元管理を行う装置への通信路が常に確保されているとは限らないため、一元管理に適さない。

10

【0008】

そこで、本発明の目的は、無線アドホック通信システムにおいて、ブロードキャスト暗号鍵の管理を自律分散して行うことにある。特に、本発明は、ネットワークを構成する全ての無線端末が管理情報（例えば、ビーコン等）を送信する無線ネットワークにおいて有用である。

【0009】

【課題を解決するための手段】

上記課題を解決するために本発明の請求項1記載の無線アドホック通信システムは、複数の端末により構成される無線アドホック通信システムであって、ブロードキャストフレームのペイロードを暗号化して当該ブロードキャストフレームを送信する第1の端末と、上記ブロードキャストフレームを受信して当該ブロードキャストフレームのペイロードを復号する第2の端末とを具備し、上記第1の端末は上記第1の端末のブロードキャスト暗号鍵により上記ブロードキャストフレームのペイロードを暗号化し、上記第2の端末は上記第1の端末のブロードキャスト暗号鍵により上記ブロードキャストフレームのペイロードを復号する。これにより、端末毎にブロードキャスト暗号鍵を自律分散して設定可能にするという作用をもたらす。

20

【0010】

また、本発明の請求項2記載の無線アドホック通信システムは、請求項1記載の無線アドホック通信システムにおいて、上記第2の端末が、上記第1の端末の端末識別子と上記第1の端末のブロードキャスト暗号鍵との組からなる暗号鍵管理リストを少なくとも有する暗号鍵管理リストテーブルと、受信したブロードキャストフレームの始点端末識別子に含まれる上記第1の端末の端末識別子により上記暗号鍵管理リストテーブルを検索して対応する上記第1の端末のブロードキャスト暗号鍵を抽出する手段と、抽出された上記第1の端末のブロードキャスト暗号鍵により上記ブロードキャストフレームのペイロードを復号する手段とを備える。これにより、ブロードキャストフレームの始点端末識別子に応じてブロードキャスト暗号鍵を選択可能にするという作用をもたらす。

30

【0011】

また、本発明の請求項3記載の無線アドホック通信システムは、請求項8記載の無線アドホック通信システムにおいて、上記第1の端末が、上記第1の端末のブロードキャスト暗号鍵を保持する生成鍵テーブルと、ブロードキャストフレームのペイロードを上記生成鍵テーブルに保持された上記第1の端末のブロードキャスト暗号鍵により暗号化する手段と、暗号化された上記ブロードキャストフレームを送信する手段とを備える。これにより、ブロードキャスト通信を行う際に端末毎に異なるブロードキャスト暗号鍵によりブロードキャストフレームを暗号化することを可能にするという作用をもたらす。

40

【0012】

また、本発明の請求項4記載の端末は、他の端末の端末識別子と上記他の端末のブロードキャスト暗号鍵との組からなる暗号鍵管理リストを少なくとも一つ有する暗号鍵管理リス

50

トテーブルと、受信したブロードキャストフレームの始点端末識別子を含む上記暗号鍵管理リストを上記暗号鍵管理リストテーブルから検索して対応する上記ブロードキャスト暗号鍵を抽出する手段と、抽出された上記ブロードキャスト暗号鍵により上記ブロードキャストフレームのペイロードを復号する手段とを具備する。これにより、端末毎にブロードキャスト暗号鍵を自律分散して設定しておいて、ブロードキャストフレームの始点端末識別子に応じてブロードキャスト暗号鍵を選択可能にするという作用をもたらす。

【0013】

また、本発明の請求項5記載の端末は、他の端末の端末識別子に対応して上記他の端末との間のユニキャスト暗号鍵および上記他の端末のブロードキャスト暗号鍵を保持する暗号鍵管理リストを少なくとも一つ有する暗号鍵管理リストテーブルと、受信したフレームの終点端末識別子がブロードキャストアドレスであれば当該フレームの始点端末識別子を含む上記暗号鍵管理リストを上記暗号鍵管理リストテーブルから検索して対応する上記ブロードキャスト暗号鍵を暗号鍵として抽出し、上記受信したフレームの終点端末識別子がブロードキャストアドレス以外であれば当該フレームの始点端末識別子を含む上記暗号鍵管理リストを上記暗号鍵管理リストテーブルから検索して対応する上記ユニキャスト暗号鍵を上記暗号鍵として抽出する手段と、抽出された上記暗号鍵により上記フレームのペイロードを復号する手段とを具備する。これにより、受信したフレームの終点端末識別子に応じてブロードキャスト暗号鍵およびユニキャスト暗号鍵を使い分けることを可能にするという作用をもたらす。

10

【0014】

また、本発明の請求項6記載の端末は、自端末のブロードキャスト暗号鍵を保持する生成鍵テーブルと、ブロードキャストフレームのペイロードを上記ブロードキャスト暗号鍵により暗号化する手段と、暗号化された上記ブロードキャストフレームを送信する手段とを具備する。これにより、ブロードキャスト通信を行う際に端末毎に異なるブロードキャスト暗号鍵によりブロードキャストフレームを暗号化することを可能にするという作用をもたらす。

20

【0015】

また、本発明の請求項7記載の端末は、自端末のブロードキャスト暗号鍵を保持する生成鍵テーブルと、他の端末の端末識別子に対応して上記他の端末との間のユニキャスト暗号鍵を保持する暗号鍵管理リストを少なくとも一つ有する暗号鍵管理リストテーブルと、送信しようとするフレームがブロードキャストフレームであれば上記生成鍵テーブルの上記ブロードキャスト暗号鍵により上記ブロードキャストフレームのペイロードを暗号化し、送信しようとする上記フレームがユニキャストフレームであれば当該ユニキャストフレームの終点端末識別子を含む上記暗号鍵管理リストを上記暗号鍵管理リストテーブルから検索して対応する上記ユニキャスト暗号鍵により上記ユニキャストフレームのペイロードを暗号化する手段と、暗号化された上記フレームを送信する手段とを具備する。これにより、送信するフレームの終点端末識別子に応じてブロードキャスト暗号鍵およびユニキャスト暗号鍵を使い分けることを可能にするという作用をもたらす。

30

【0016】

また、本発明の請求項8記載の端末は、送信先端末のユニキャスト暗号鍵により自端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を暗号化する手段と、上記暗号化された自端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を上記送信先端末に送信する手段とを具備する。これにより、自端末のブロードキャスト暗号鍵を自端末の管理の下で配布するという作用をもたらす。

40

【0017】

また、本発明の請求項9記載の端末は、他の端末の端末識別子に対応して上記他の端末のブロードキャスト暗号鍵を保持する暗号鍵管理リストを少なくとも一つ有する暗号鍵管理リストテーブルと、送信先端末のユニキャスト暗号鍵により上記暗号鍵管理リストを暗号化する手段と、上記暗号化された暗号鍵管理リストを上記送信先端末に送信する手段とを具備する。これにより、自端末の管理するブロードキャスト暗号鍵群（暗号鍵管理リスト

50

)を自律分散して配布するという作用をもたらす。

【0018】

また、本発明の請求項10記載の端末は、他の端末から当該他の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を受信する手段と、自端末のブロードキャスト暗号鍵により上記他の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を暗号化する手段と、上記暗号化された他の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵をブロードキャスト配布する手段とを具備する。これにより、他の端末のブロードキャスト暗号鍵を自律分散して配布するという作用をもたらす。

【0019】

また、本発明の請求項11記載のブロードキャストフレームの復号方法は、他の端末の端末識別子と上記他の端末のブロードキャスト暗号鍵との組からなる暗号鍵管理リストを少なくとも一つ有する暗号鍵管理リストテーブルを備える端末におけるブロードキャストフレームの復号方法であって、受信したブロードキャストフレームの始点端末識別子を含む上記暗号鍵管理リストを上記暗号鍵管理リストテーブルから検索して対応する上記ブロードキャスト暗号鍵を抽出する手順と、抽出された上記ブロードキャスト暗号鍵により上記ブロードキャストフレームのペイロードを復号する手順とを具備する。これにより、ブロードキャストフレームの始点端末識別子に応じて復号化に使用するブロードキャスト暗号鍵を選択可能にするという作用をもたらす。

10

【0020】

また、本発明の請求項12記載のブロードキャストフレームの暗号化方法は、自端末のブロードキャスト暗号鍵を保持する生成鍵テーブルを備える端末におけるブロードキャストフレームの暗号化方法であって、ブロードキャストフレームのペイロードを上記生成鍵テーブルに保持されたブロードキャスト暗号鍵により暗号化する手順と、暗号化された上記ブロードキャストフレームを送信する手順とを具備する。これにより、ブロードキャスト通信を行う際に端末毎に異なるブロードキャスト暗号鍵によりブロードキャストフレームを暗号化することを可能にするという作用をもたらす。

20

【0021】

また、本発明の請求項13記載のブロードキャスト暗号鍵配布方法は、第1の端末と第2の端末との間のユニキャスト暗号鍵により暗号化された第1の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を受信する手順と、上記暗号化された第1の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を上記ユニキャスト暗号鍵により復号する手順と、第2の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を上記ユニキャスト暗号鍵により暗号化する手順と、上記暗号化された第2の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を上記第1の端末に送信する手順とを具備する。これにより、第1の端末と第2の端末との間で互いのブロードキャスト暗号鍵を配布するという作用をもたらす。

30

【0022】

また、本発明の請求項14記載のブロードキャスト暗号鍵配布方法は、第1の端末と第2の端末との間のユニキャスト暗号鍵により暗号化された第1の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を受信する手順と、上記暗号化された第1の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を上記ユニキャスト暗号鍵により復号する手順と、上記第1の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を第2の端末のブロードキャスト暗号鍵により暗号化する手順と、上記暗号化された第1の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を第3の端末に送信する手順とを具備する。これにより、第1の端末のブロードキャスト暗号鍵を第3の端末にブロードキャスト配布するという作用をもたらす。

40

【0023】

また、本発明の請求項15記載のプログラムは、他の端末の端末識別子と上記他の端末のブロードキャスト暗号鍵との組からなる暗号鍵管理リストを少なくとも一つ有する暗号鍵管理リストテーブルを備える端末において、受信したブロードキャストフレームの始点端末識別子を含む上記暗号鍵管理リストを上記暗号鍵管理リストテーブルから検索して対応する上記ブロードキャスト暗号鍵を抽出する手順と、抽出された上記ブロードキャスト暗

50

号鍵により上記ブロードキャストフレームのペイロードを復号する手順とを端末に実行させるものである。これにより、ブロードキャストフレームの始点端末識別子に応じて復号化に使用するブロードキャスト暗号鍵を選択可能にするという作用をもたらす。

【0024】

また、本発明の請求項16記載のプログラムは、自端末のブロードキャスト暗号鍵を保持する生成鍵テーブルを備える端末において、ブロードキャストフレームのペイロードを上記生成鍵テーブルに保持されたブロードキャスト暗号鍵により暗号化する手順と、暗号化された上記ブロードキャストフレームを送信する手順とを端末に実行させるものである。これにより、ブロードキャスト通信を行う際に端末毎に異なるブロードキャスト暗号鍵によりブロードキャストフレームを暗号化することを可能にするという作用をもたらす。

10

【0025】

また、本発明の請求項17記載のプログラムは、第1の端末と第2の端末との間のユニキャスト暗号鍵により暗号化された第1の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を受信する手順と、上記暗号化された第1の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を上記ユニキャスト暗号鍵により復号する手順と、第2の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を上記ユニキャスト暗号鍵により暗号化する手順と、上記暗号化された第2の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を上記第1の端末に送信する手順とを上記第2の端末に実行させるものである。これにより、第1の端末と第2の端末との間で互いのブロードキャスト暗号鍵を配布するという作用をもたらす。

【0026】

また、本発明の請求項18記載のプログラムは、第1の端末と第2の端末との間のユニキャスト暗号鍵により暗号化された第1の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を受信する手順と、上記暗号化された第1の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を上記ユニキャスト暗号鍵により復号する手順と、上記第1の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を第2の端末のブロードキャスト暗号鍵により暗号化する手順と、上記暗号化された第1の端末の端末識別子およびブロードキャスト暗号鍵を第3の端末に送信する手順とを上記第2の端末に実行させるものである。これにより、第1の端末のブロードキャスト暗号鍵を第3の端末にブロードキャスト配布するという作用をもたらす。

20

【0027】

【発明の実施の形態】

次に本発明の実施の形態について図面を参照して詳細に説明する。

30

【0028】

図1は、本発明の実施の形態における無線アドホック通信システムにおいて使用される無線端末300の構成例を示す図である。無線端末300は、通信処理部320と、制御部330と、表示部340と、操作部350と、スピーカ360と、マイク370と、メモリ600とを備え、これらの間をバス380が接続する構成となっている。また、通信処理部320にはアンテナ310が接続されている。通信処理部320は、アンテナ310を介して受信した信号からネットワークインターフェース層(データリンク層)のフレームを構成する。また、通信処理部320は、ネットワークインターフェース層のフレームをアンテナ310を介して送信する。

40

【0029】

制御部330は、無線端末300全体を制御する。例えば、通信処理部320により構成されたフレームを参照して所定の処理を行う。また、制御部330は、タイマ335を有し、所定のイベントからの経過時間を計時する。表示部340は、所定の情報を表示するものであり、例えば、液晶ディスプレイ等が用いられ得る。操作部350は、無線端末300に対して外部から操作指示を行うためのものであり、例えば、キーボードやボタンスイッチ等が用いられ得る。スピーカ360は、音声を出力するものであり、無線端末300の利用者に対して注意を喚起したり他の端末と音声情報のやりとりを行うために用いられる。マイク370は、無線端末300に対して外部から音声入力を行うものであり、他

50

の端末と音声情報のやりとりを行ったり操作指示を行うために用いられる。

【0030】

メモリ600は、属性証明書の発行端末に関する情報を保持する属性証明書発行端末リストテーブル610と、無線端末300自身のアクセス権限を示す属性証明書を保持する属性証明書テーブル620と、無線端末300自身の生成鍵に関する情報として自端末の公開鍵と秘密鍵と公開鍵証明書とブロードキャスト暗号鍵とを保持する生成鍵テーブル650と、他の端末との間のユニキャスト暗号鍵および他の端末のブロードキャスト暗号鍵を保持する暗号鍵管理リストテーブル660とを格納する。

【0031】

図2は、本発明の実施の形態における属性証明書発行端末リストテーブル610の構成例である。この属性証明書発行端末リストテーブル610は、過去に属性証明書を発行した実績のある端末に関する情報を保持するものであり、属性証明書発行端末の端末識別子611のそれぞれに対応して、公開鍵証明書612を保持している。端末識別子611は、ネットワーク内において端末を一意に識別するものであればよく、例えば、イーサネット（登録商標）におけるMAC(Media Access Control)アドレス等を用いることができる。公開鍵証明書612は、対応する端末識別子611により識別される端末の公開鍵証明書である。公開鍵証明書とは、証明書所有者(サブジェクト)の本人性を証明するものであり、証明書所有者の公開鍵を含む。この公開鍵証明書は証明書発行者たる認証局(CA:Certificate Authority)によって署名される。

10

20

【0032】

図3は、属性証明書発行端末リストテーブル610に保持される公開鍵証明書612のフォーマット710を示す図である。この公開鍵証明書のフォーマット710は、大きく分けて、署名前証明書711と、署名アルゴリズム718と、署名719とから構成される。署名前証明書711は、シリアル番号712と、発行者714と、有効期限715と、所有者716と、所有者公開鍵717とを含む。

【0033】

シリアル番号712は、公開鍵証明書のシリアル番号であり、認証局によって採番される。発行者714は、公開鍵証明書の発行者たる認証局の名前である。この発行者714とシリアル番号712とにより公開鍵証明書は一意に識別される。有効期限715は、公開鍵証明書の有効期限である。所有者716は、公開鍵証明書の所有者の名前である。所有者公開鍵717は、所有者716の公開鍵である。

30

【0034】

署名719は公開鍵証明書に対する認証局による署名であり、署名アルゴリズム718はこの署名719のために使用された署名アルゴリズムである。署名アルゴリズムは、メッセージダイジェストアルゴリズムと公開鍵暗号アルゴリズムの2つにより構成される。メッセージダイジェストアルゴリズムは、ハッシュ関数(要約関数)の一つであり、署名前証明書711のメッセージダイジェストを作成するためのアルゴリズムである。ここで、メッセージダイジェストとは、入力データ(署名前証明書711)を固定長のビット列に圧縮したものであり、拇印や指紋(フィンガープリント)等とも呼ばれる。メッセージダイジェストアルゴリズムとしては、SHA-1(Secure Hash Algorithm 1)、MD2(Message Digest #2)、MD5(Message Digest #5)等が知られている。公開鍵暗号アルゴリズムは、メッセージダイジェストアルゴリズムにより得られたメッセージダイジェストを認証局の秘密鍵により暗号化するためのアルゴリズムである。この公開鍵暗号アルゴリズムとしては、素因数分解問題に基づくRSAや離散対数問題に基づくDSA等が知られている。このように、署名前証明書711のメッセージダイジェストを認証局の秘密鍵により暗号化したものが署名719となる。

40

【0035】

従って、この公開鍵証明書の署名719を認証局の公開鍵により復号することによってメ

50

メッセージダイジェストが得られる。公開鍵証明書の利用者は、署名前証明書 7 1 1 のメッセージダイジェストを自身で作成し、それを認証局の公開鍵により復号されたメッセージダイジェストと比較することにより、署名前証明書 7 1 1 の内容が改ざんされていないことを検証できる。

【 0 0 3 6 】

図 4 は、属性証明書テーブル 6 2 0 に保持される属性証明書のフォーマット 7 2 0 を示す図である。この属性証明書は、大きく分けて、属性証明情報 7 2 1 と、署名アルゴリズム 7 2 8 と、署名 7 2 9 とから構成される。属性証明情報 7 2 1 は、所有者公開鍵証明書識別子 7 2 3 と、発行者 7 2 4 と、シリアル番号 7 2 2 と、有効期限 7 2 5 とを含む。

【 0 0 3 7 】

所有者公開鍵証明書識別子 7 2 3 は、属性証明書の所有者の公開鍵証明書を識別するためのものである。具体的には、公開鍵証明書 7 1 0 (図 3) の発行者 7 1 4 とシリアル番号 7 1 2 とにより識別する。発行者 7 2 4 は、属性証明書の発行者たる属性認証局 (A A : Attribute certificate Authority) の名称である。シリアル番号 7 2 2 は、属性証明書のシリアル番号であり、属性証明書の発行者たる属性認証局によって採番される。このシリアル番号 7 2 2 と発行者 7 2 4 とにより属性証明書は一意に識別される。有効期限 7 2 5 は、属性証明書の有効期限である。

【 0 0 3 8 】

署名 7 2 9 は属性証明書に対する属性認証局による署名であり、署名アルゴリズム 7 2 8 はこの署名 7 2 9 のために使用された署名アルゴリズムである。署名アルゴリズムの内容については、前述の公開鍵証明書の署名アルゴリズム 7 1 8 と同様であり、属性証明情報 7 2 1 のメッセージダイジェストを属性認証局の秘密鍵により暗号化したものが署名 7 2 9 となる。

【 0 0 3 9 】

従って、この属性証明書の署名 7 2 9 を属性認証局の公開鍵により復号することによってメッセージダイジェストが得られる。属性証明書の利用者は、属性証明情報 7 2 1 のメッセージダイジェストを自身で作成し、それを属性認証局の公開鍵により復号されたメッセージダイジェストと比較することにより、属性証明情報 7 2 1 の内容が改ざんされていないことを検証できる。

【 0 0 4 0 】

なお、本明細書では、端末権限認証証明書の一例として属性証明書について説明するが、例えば、XML 言語等により端末権限を記述しておき、権限を有する機関がそれに署名を付することにより作成されたようなものであっても本発明における端末権限認証証明書として機能し得る。

【 0 0 4 1 】

図 5 は、本発明の実施の形態における暗号鍵管理リストテーブル 6 6 0 の構成例である。この暗号鍵管理リストテーブル 6 6 0 は、復号化に用いられるブロードキャスト鍵および暗号化ならびに復号化に用いられるユニキャスト鍵を保持するものであり、他の端末の端末識別子 6 6 1 に対応して当該他の端末との間のユニキャスト暗号鍵 6 6 2 および当該他の端末のブロードキャスト暗号鍵 6 6 3 を保持する暗号鍵管理リストを少なくとも一つ有する。

【 0 0 4 2 】

端末識別子 6 6 1 は、上述の通り他の端末を一意に識別するものであり、一例として MAC アドレス等を用いることができる。ユニキャスト暗号鍵 6 6 2 は、対応する端末識別子 6 6 1 を有する端末との間のユニキャスト通信のために定められた共通鍵である。このユニキャスト暗号鍵 6 6 2 を表すために、例えば、端末 A と端末 B との間で使用されるユニキャスト暗号鍵を「UK__AB」等と表記する。また、ブロードキャスト暗号鍵 6 6 3 は、対応する端末識別子 6 6 1 を有する端末がブロードキャスト通信を行うために定められた共通鍵である。このブロードキャスト暗号鍵 6 6 3 を表すために、例えば、端末 B からのブロードキャスト通信において使用されるブロードキャスト暗号鍵を「BK__B」等と

10

20

30

40

50

表記する。

【0043】

なお、これらユニキャスト暗号鍵およびブロードキャスト暗号鍵に用いられる共通鍵アルゴリズムとしては、56ビットの鍵の長さを有するDES(Data Encryption Standard)、128ビット、192ビットおよび256ビットの3通りの鍵の長さを有するAES(Advanced Encryption Standard)等が知られている。

【0044】

図6は、本発明の実施の形態におけるブロードキャスト暗号鍵およびユニキャスト暗号鍵の機能を示す図である。ブロードキャスト暗号鍵は、ブロードキャスト通信を行う各端末毎に定められるものであり、ブロードキャスト送信端末における暗号化およびブロードキャスト受信端末における復号化の両方で共通に用いられる共通鍵である。例えば、端末Aのブロードキャスト暗号鍵(BK_A)は、端末Aがブロードキャスト通信を送信する際の暗号化に使用され、端末A以外の端末が端末Aからのブロードキャスト通信を受信する際の復号化に使用される。

10

【0045】

一方、ユニキャスト暗号鍵は、端末対毎に定められるものであり、端末対における通信の暗号化および復号化の両方で共通に用いられる共通鍵である。例えば、端末Aと端末Bの間のユニキャスト暗号鍵(UK_AB)は、端末Aが端末Bにユニキャスト通信を送信する際の暗号化および端末Bが端末Aからのユニキャスト通信を受信する際の復号化に使用されるだけでなく、端末Bが端末Aにユニキャスト通信を送信する際の暗号化および端末Aが端末Bからのユニキャスト通信を受信する際の復号化にも使用される。

20

【0046】

図7は、本発明の実施の形態における経路テーブル680の構成例である。この経路テーブル680は、終点端末にフレームを到達させるための転送先端末に関する情報を保持するものであり、終点端末の端末識別子681に対応してフレームの転送先端末の端末識別子682および有効時間683を保持する経路リストを少なくとも一つ有する。

【0047】

終点端末識別子681および転送先端末識別子682における端末識別子は、上述の通り他の端末を一意に識別するものである。ある端末に最終的にフレームを配送するために、次にどの端末にフレームを転送すべきであることを示している。

30

【0048】

無線アドホック通信システムにおいては、ネットワーク構成が時々刻々と変化する可能性がある。従って、経路テーブル680に保持される情報も古くなる可能性がある。そこで、有効時間683によって、対応する情報の鮮度を管理する。例えば、情報更新時もしくは情報更新からの経過時間を有効時間683に記録していくことにより、所定時間以上経過した情報を削除もしくは更新することが考えられる。これらの時間を計時するために制御部330のタイマ335が使用される。

【0049】

図8は、本発明の実施の形態におけるブロードキャスト通信およびユニキャスト通信に用いられるフレーム構成を示す図である。フレーム800は、ヘッダ部801と、ペイロード部802とから構成される。また、ヘッダ部801は、始点端末識別子803と、終点端末識別子804と、送信端末識別子805と、受信端末識別子806と、フレーム種別807と、属性証明書の有無808とを含む。始点端末識別子803は、このフレームを最初に発信した端末の端末識別子である。なお、端末識別子は、前述のようにネットワーク内において端末を一意に識別するものであればよく、例えば、イーサネット(登録商標)におけるMACアドレス等を用いることができる。終点端末識別子804は、このフレームの最終宛先の端末の端末識別子である。

40

【0050】

送信端末識別子805および受信端末識別子806は、フレームを中継する際に用いられ

50

る。無線アドホック通信システムにおいては、ネットワーク内の全ての端末が直接通信できるとは限らず、電波の届かない端末へフレームを送信したい場合には他の端末を介してマルチホップにより通信経路を確立しなければならない。この場合にフレームの送受信を行う端末間で使用されるのが送信端末識別子 805 および受信端末識別子 806 である。フレーム種別 807 は、フレームの種別を示すものである。

【0051】

ペイロード部 802 には通信の内容であるデータ 809 が格納される。このペイロード部 802 が、ユニキャスト暗号鍵およびブロードキャスト暗号鍵による暗号化および復号化の対象となる。

【0052】

次に本発明の実施の形態における無線アドホック通信システムの動作について図面を参照して説明する。本発明の実施の形態では、端末がネットワーク資源に接続する際に端末間で属性証明書を用いて相互認証(図9)を行い、互いの認証に成功した後にセッション鍵の配布、ユニキャスト暗号鍵の生成、および、ブロードキャスト暗号鍵の配布を行う(図13)。これら図9および図13における各処理は、無線端末300における制御部330により実現される。

なお、相互認証に用いられる属性証明書は、予め適切に発行されて、各端末の属性証明書テーブル620(図1)に保持されていることを前提とする。また、属性証明書の検証に必要な属性証明書発行端末の公開鍵は、各端末の属性証明書発行端末リストテーブル610の公開鍵証明書612(図2)に予め設定されていることを前提とする。

【0053】

図9は、本発明の実施の形態における相互認証の手順を示す図である。本発明の実施の形態における無線アドホック通信システムでは、各端末は定期的にビーコンを送信し、他の端末に対して自己の存在を知らせる。以下では、端末Bのビーコンをトリガーとして端末Aが認証要求を行うものと仮定するが、最終的に相互に認証が行われればよく、何れの端末のビーコンをトリガーとしてもよい。

【0054】

まず、端末Bが、ビーコン2111を送信しているものとする(211)。このビーコン2111のフレーム構成は図10の通りである。ビーコンフレーム810は、図8で説明したフレーム800の構成に基づくものであり、ヘッダ部811およびペイロード部812に分けられる点も同様である。各端末識別子813乃至816も図8の各端末識別子803乃至806と同様である。ビーコンフレーム810では、終点端末識別子814にはブロードキャストアドレス(例えば、全てのビットに1)が設定される。フレーム種別817は、ここでは、ビーコンフレームであることを示す。属性証明書の有無818は、ネットワーク資源にアクセスする権限を示す属性証明書をビーコンフレームの送信元端末が有しているか否かを示すものである。属性証明書を有していない旨をこの属性証明書の有無818が示している場合には、相互認証を進めることはできず、例えば、属性証明書の取得を促す等の処置を採ることが考えられる。

【0055】

端末Aは、端末Bから送信されたビーコン2111を受信すると(111)、ビーコンフレーム810の属性証明書の有無818をチェックする。端末Bが属性証明書を有していると判断すると、端末Aは端末Bに対して端末Aを認証するよう認証要求メッセージ1122を送信する(112)。この認証要求メッセージ1122のフレーム構成は図11の通りである。認証要求フレーム870は、図8で説明したフレーム800の構成に基づくものであり、ヘッダ部871およびペイロード部872に分けられる点も同様である。各端末識別子873乃至876も図8の各端末識別子803乃至806と同様である。フレーム種別877は、ここでは、認証要求フレームであることを示す。

【0056】

また、この認証要求フレーム870では、ペイロード部872のデータ879として、送信元である端末Aの公開鍵証明書8791および属性証明書8792が含まれる。端末A

10

20

30

40

50

の公開鍵証明書 8791 は端末 A の生成鍵テーブル 650 に予め格納されたものであり、端末 A の属性証明書 8792 は端末 A の属性証明書テーブル 620 に予め格納されたものである。

【0057】

端末 B は、端末 A から送信された認証要求メッセージ 1122 を受信すると、その内容から端末 A を認証する (212)。具体的には、属性証明書発行端末リストテーブル 610 の公開鍵証明書 612 (図 2) から属性認証局の公開鍵を抽出して、この公開鍵によって認証要求メッセージ 1122 に含まれる属性証明書 8792 の署名 729 (図 4) を復号することにより署名時のメッセージダイジェストを得る。そして、属性証明書 8792 の属性証明情報 721 (図 4) のメッセージダイジェストを新たに生成する。この新たに生成されたメッセージダイジェストが署名時のメッセージダイジェストと一致していることを確認する。もしこれらが一致しないとすれば、属性証明書は署名後に改ざんされた可能性があり、属性証明書の検証は失敗となる。両者が一致している場合には、さらに認証要求メッセージ 1122 に含まれる属性証明書 8792 の所有者公開鍵証明書識別子 723 (図 4) が、認証要求メッセージ 1122 に含まれる公開鍵証明書 8791 の発行者 714 およびシリアル番号 712 (図 3) に一致することを確認する。これが一致すれば、公開鍵証明書の所有者である端末 A は属性証明書の所有者であることが確認できる。もしこれらが一致しなければ、属性証明書の所有者は端末 A ではなく、属性証明書の検証は失敗となる。

10

【0058】

端末 A の認証 (212) に成功すると、端末 B は端末 A の認証に成功したことを通知する認証成功メッセージ 2131 を端末 A に送信する (213)。この認証成功メッセージ 2131 の認証応答フレーム構成は図 12 の通りである。認証応答フレーム 880 は、図 8 で説明したフレーム 800 の構成に基づくものであり、ヘッダ部 881 およびペイロード部 882 に分けられる点も同様である。各端末識別子 883 乃至 886 も図 8 の各端末識別子 803 乃至 806 と同様である。認証成功メッセージ 2131 の場合、フレーム種別 887 は認証成功フレームとなる。この認証応答フレーム 880 では、さらに応答理由種別 888 を含むが、認証成功の場合は特に必要はない。

20

【0059】

なお、端末 A の属性証明書の検証 (212) に失敗すると、端末 B は端末 A の認証に成功したことを通知する認証失敗メッセージを端末 A に送信することになる。この認証失敗メッセージの認証応答フレーム構成は図 12 により説明した通りである。但し、認証失敗メッセージの場合、フレーム種別 887 は認証失敗フレームとなり、応答理由種別 888 には認証に失敗した理由として属性証明書のメッセージダイジェスト不一致、属性証明書失効等の事由がコード化されて示される。これら。認証成功メッセージ 2131 または認証失敗メッセージは端末 A において受信されて確認される (113)。

30

【0060】

端末 A の属性証明書の検証 (212) に成功すると、さらに端末 B は端末 A に対して端末 B を認証するよう認証要求メッセージ 2141 を送信する (214)。この認証要求メッセージ 2141 のフレーム構成は上述の図 11 と同様であり、送信元である端末 B の公開鍵証明書 8791 および属性証明書 8792 が含まれる。

40

【0061】

端末 A は、端末 B から送信された認証要求メッセージ 2141 を受信すると、その内容から端末 B を認証する (114)。この認証の内容は、既に説明した端末 B における端末 A の認証 (212) と同様であり、属性証明書の検証、および、属性証明書の所有者の確認等を行う。

【0062】

端末 B の認証 (212) に成功すると、端末 A は端末 B の認証に成功したことを通知する認証成功メッセージ 1152 を端末 B に送信する (115)。この認証成功メッセージ 1152 の認証応答フレーム構成は上述の図 12 と同様である。また、端末 B の属性証明書

50

の検証(212)に失敗した場合には、端末Aは端末Bの認証に成功したことを通知する認証失敗メッセージを端末Bに送信することになる。この認証失敗メッセージの認証応答フレーム構成も図12により説明した通りである。これら認証成功メッセージ1152または認証失敗メッセージは端末Bにおいて受信されて確認される(215)。

【0063】

このようにして、端末Aおよび端末Bにおいて互いの端末の認証に成功すると相互認証は完了し、次に暗号鍵の配布を行う。

【0064】

図13は、本発明の実施の形態における暗号鍵配布の手順を示す図である。ここで、端末A(100)は新規にネットワークに参入しようとしている端末であり、端末B(200)は既にネットワークに参入している属性証明書発行端末である。

10

【0065】

まず、端末Aは、端末Bとの間で通信を行うためのセッション鍵を生成する(121)。このセッション鍵は、端末Aと端末Bとの間の共通鍵であり、乱数を用いて生成することができる。端末Aは、このセッション鍵を端末Bの公開鍵により暗号化してセッション鍵配布メッセージ1222として端末Bに送信する(122)。このセッション鍵配布メッセージ1222のセッション鍵配布フレーム構成は図14の通りである。セッション鍵配布フレーム820は、図8で説明したフレーム800の構成に基づくものであり、ヘッダ部821およびペイロード部822に分けられる点も同様である。各端末識別子823乃至826も図8の各端末識別子803乃至806と同様である。フレーム種別827はセッション鍵配布フレームとなる。ペイロード部822のデータ829にはセッション鍵8291が含まれる。

20

【0066】

なお、このセッション鍵配布フレームのペイロード部822は、ユニキャスト暗号鍵またはブロードキャスト暗号鍵による暗号化または復号化の対象とはならず、受信端末の公開鍵で暗号化され、受信端末の秘密鍵で復号化される。端末Aは、相互認証の段階で端末Bの公開鍵証明書を受信しているため、その所有者公開鍵717(図3)により端末Bの公開鍵を得ることができる。

【0067】

端末Bは、端末Aから送信されたセッション鍵配布メッセージ1222を受信すると、セッション鍵8291を端末Bの秘密鍵により復号化する(222)。これにより、端末Aおよび端末Bの間で同一のセッション鍵を共有したことになる。

30

【0068】

その後、端末Aおよび端末Bは、セッション鍵からユニキャスト暗号鍵(UK_AB)を生成する(123、223)。このユニキャスト暗号鍵は、セッション鍵をそのまま利用してもよく、また、このセッション鍵を種(シード)としてハッシュ関数により新たにユニキャスト暗号鍵を生成するようにしてもよい。このようにして得られた端末Aと端末Bとの間のユニキャスト暗号鍵(UK_AB)は、両端末の暗号鍵管理リストテーブル660の対応するユニキャスト暗号鍵662(図5)に格納される。

【0069】

次に、端末Aは、予め生成していた端末Aのブロードキャスト暗号鍵(BK_A)と端末Aの端末識別子との対を端末Bとの間のユニキャスト暗号鍵(UK_AB)により暗号化してブロードキャスト鍵配布メッセージ1242として端末Bに送信する(124)。このブロードキャスト鍵配布メッセージ1242のブロードキャスト鍵配布フレーム構成は図15の通りである。ブロードキャスト鍵配布フレーム830は、図8で説明したフレーム800の構成に基づくものであり、ヘッダ部831およびペイロード部832に分けられる点も同様である。各端末識別子833乃至836も図8の各端末識別子803乃至806と同様である。フレーム種別837はブロードキャスト鍵配布フレームとなる。ペイロード部832のデータ839には端末識別子8391とブロードキャスト暗号鍵8392との対が含まれる。端末Aは、端末Aのブロードキャスト暗号鍵(BK_A)8392

40

50

を生成鍵テーブル 650 に保持している。また、ブロードキャスト鍵配布メッセージ 1242 のペイロード部 832 の暗号化に用いるユニキャスト暗号鍵 (UK_AB) は暗号鍵管理リストテーブル 660 のユニキャスト暗号鍵 662 (図 5) に保持している。

【0070】

端末 B は、端末 A からブロードキャスト鍵配布メッセージ 1242 を受信すると、ブロードキャスト鍵配布メッセージ 1242 のペイロード部 832 を端末 A との間のユニキャスト暗号鍵 (UK_AB) により復号化する (224)。これにより、端末 A のブロードキャスト暗号鍵と端末識別子とを取得する。そして、この端末 A のブロードキャスト暗号鍵を端末 A の端末識別子と関連付けて、暗号鍵管理リストテーブル 660 のブロードキャスト暗号鍵 663 (図 5) に格納する。

10

【0071】

そして、端末 B は、端末 A のブロードキャスト暗号鍵 (BK_A) と端末 A の端末識別子との対を端末 B のブロードキャスト暗号鍵 (BK_B) により暗号化してブロードキャスト鍵配布メッセージ 2244 として他の端末にブロードキャスト送信する (225)。このブロードキャスト鍵配布メッセージ 2244 のブロードキャスト鍵配布フレーム構成は上述した図 15 の通りであるが、終点端末識別子 834 にはブロードキャストアドレス (例えば、全てのビットに 1) が設定される。

【0072】

端末 B からのブロードキャスト鍵配布メッセージ 2244 を受信した他の端末 400 (例えば、端末 C や端末 D) は、ブロードキャスト鍵配布メッセージ 2244 のペイロード部 832 を端末 B のブロードキャスト暗号鍵 (BK_B) により復号化する (425)。これにより、端末 A のブロードキャスト暗号鍵と端末識別子とを取得する。そして、この端末 A のブロードキャスト暗号鍵を端末 A の端末識別子と関連付けて、暗号鍵管理リストテーブル 660 のブロードキャスト暗号鍵 663 (図 5) に格納する。

20

【0073】

さらに、端末 B は、端末 B の暗号鍵管理リストテーブル 660 に含まれるブロードキャスト暗号鍵 663 の全てをそれぞれの端末識別子 661 と対にして、端末 A との間のユニキャスト暗号鍵 (UK_AB) により暗号化してブロードキャスト鍵配布メッセージ 2261 として端末 A に送信する (226)。このブロードキャスト鍵配布メッセージ 2261 のブロードキャスト鍵配布フレーム構成は上述した図 15 の通りであるが、ペイロード部 832 には端末識別子 8391 およびブロードキャスト暗号鍵 8392 の対が複数含まれる可能性がある。

30

【0074】

端末 B からブロードキャスト鍵配布メッセージ 2261 を受信した端末 A は、ブロードキャスト鍵配布メッセージ 2261 のペイロード部 832 を端末 B との間のユニキャスト暗号鍵 (UK_AB) により復号化する (126)。これにより、他の端末のブロードキャスト暗号鍵と端末識別子との対を取得する。そして、これら他の端末のブロードキャスト暗号鍵をそれぞれの端末の端末識別子と関連付けて、暗号鍵管理リストテーブル 660 のブロードキャスト暗号鍵 663 (図 5) に格納する。

【0075】

次に本発明の実施の形態における無線アドホック通信システムの各端末の暗号鍵選択アルゴリズムについて図面を参照して説明する。

40

【0076】

図 16 は、本発明の実施の形態におけるフレーム送信の際の暗号鍵選択アルゴリズムを示す図である。図 8 のフレームにおいて、ブロードキャストフレームでは終点端末識別子 804 がブロードキャストアドレスであるので (ステップ S921)、自端末のブロードキャスト暗号鍵によりペイロード部 802 を暗号化する (ステップ S922)。一方、ブロードキャストフレームでなければ終点端末識別子 804 がブロードキャストアドレス以外であるので (ステップ S921)、終点端末識別子 804 と一致する端末識別子 661 に対応するユニキャスト暗号鍵 662 を図 5 の暗号鍵管理リストテーブル 660 から抽出し

50

て、そのユニキャスト暗号鍵によりペイロード部 802 を暗号化する (ステップ S923)。その後、暗号化されたフレームは下位層に送出される (ステップ S924)。

【0077】

図 17 は、本発明の実施の形態におけるフレーム受信の際の暗号鍵選択アルゴリズムを示す図である。図 8 のフレームにおいて、終点端末識別子 804 がブロードキャストアドレスであれば (ステップ S911)、始点端末識別子 803 と一致する端末識別子 661 に対応するブロードキャスト暗号鍵 663 を図 5 の暗号鍵管理リストテーブル 660 から抽出して、そのブロードキャスト暗号鍵によりペイロード部 802 を復号化する (ステップ S912)。

【0078】

終点端末識別子 804 がブロードキャストアドレスでなく (ステップ S911)、自端末の端末識別子であれば (ステップ S913)、始点端末識別子 803 と一致する端末識別子 661 に対応するユニキャスト暗号鍵 662 を図 5 の暗号鍵管理リストテーブル 660 から抽出して、そのユニキャスト暗号鍵によりペイロード部 802 を復号化する (ステップ S914)。ステップ S912 またはステップ S914 において復号化されたフレームは上位層において処理される (ステップ S915)。

【0079】

一方、終点端末識別子 804 がブロードキャストアドレスでなく (ステップ S911)、自端末の端末識別子でもなければ (ステップ S913)、そのフレームは次点の端末へ転送される (ステップ S916)。次点の端末は、フレーム 800 の終点端末識別子 804 (図 8) と一致する終点端末識別子 681 を経路テーブル 680 (図 7) から抽出して、対応する転送先端末識別子 682 を参照することにより知ることができる。

【0080】

このように、本発明の実施の形態によれば、暗号鍵管理リストテーブル 660 において端末識別子 661 に関連付けてブロードキャスト暗号鍵 663 を保持しておくことにより、端末毎に異なるブロードキャスト暗号鍵を適用することができる。これらブロードキャスト暗号鍵は、ブロードキャスト通信を行う端末自身が生成して図 13 のシーケンス等を用いて配布するものである。従って、無線アドホック通信システムのようにブロードキャスト暗号鍵の一元管理が適さない環境において、ブロードキャスト暗号鍵の管理を各端末において自律分散して行うことができる。

【0081】

なお、本発明の実施の形態は、ネットワークに属する全ての端末へ均等に配送するブロードキャストに関するものであるが、この「ブロードキャスト」の語句は厳格に解釈されるものではなく、「マルチキャスト」を含む広い概念として解釈されるべきものである。

【0082】

また、ここでは本発明の実施の形態を例示したものであり、本発明はこれに限られず、本発明の要旨を逸脱しない範囲において種々の変形を施すことができる。

【0083】

また、ここで説明した処理手順はこれら一連の手順を有する方法として捉えてもよく、これら一連の手順をコンピュータに実行させるためのプログラム乃至そのプログラムを記憶する記録媒体として捉えてもよい。

【0084】

【発明の効果】

以上の説明で明らかなように、本発明によると、無線アドホック通信システムにおいて、ブロードキャスト暗号鍵の管理を自律分散して行うことができるという効果が得られる。

【図面の簡単な説明】

【図 1】本発明の実施の形態における無線アドホック通信システムにおいて使用される無線端末 300 の構成例を示す図である。

【図 2】本発明の実施の形態における属性証明書発行端末リストテーブル 610 の構成例を示す図である。

10

20

30

40

50

【図 3】本発明の実施の形態における属性証明書発行端末リストテーブル 6 1 0 に保持される公開鍵証明書 6 1 2 のフォーマット 7 1 0 を示す図である。

【図 4】本発明の実施の形態における属性証明書テーブル 6 2 0 に保持される属性証明書のフォーマット 7 2 0 を示す図である。

【図 5】本発明の実施の形態における暗号鍵管理リストテーブル 6 6 0 の構成例を示す図である。

【図 6】本発明の実施の形態におけるブロードキャスト暗号鍵およびユニキャスト暗号鍵の機能を示す図である。

【図 7】本発明の実施の形態における経路テーブル 6 8 0 の構成例を示す図である。

【図 8】本発明の実施の形態におけるブロードキャスト通信およびユニキャスト通信に用いられるフレーム構成を示す図である。 10

【図 9】本発明の実施の形態における相互認証の手順を示す図である。

【図 1 0】本発明の実施の形態におけるビーコンフレーム 8 1 0 の構成例を示す図である。

【図 1 1】本発明の実施の形態における認証要求フレーム 8 7 0 の構成例を示す図である。

【図 1 2】本発明の実施の形態における認証応答フレーム 8 8 0 の構成例を示す図である。

【図 1 3】本発明の実施の形態における暗号鍵配布の手順を示す図である。

【図 1 4】本発明の実施の形態におけるセッション鍵配布フレーム 8 2 0 の構成例を示す図である。 20

【図 1 5】本発明の実施の形態におけるブロードキャスト鍵配布フレーム 8 3 0 の構成例を示す図である。

【図 1 6】本発明の実施の形態におけるフレーム送信の際の暗号鍵選択アルゴリズムを示す図である。

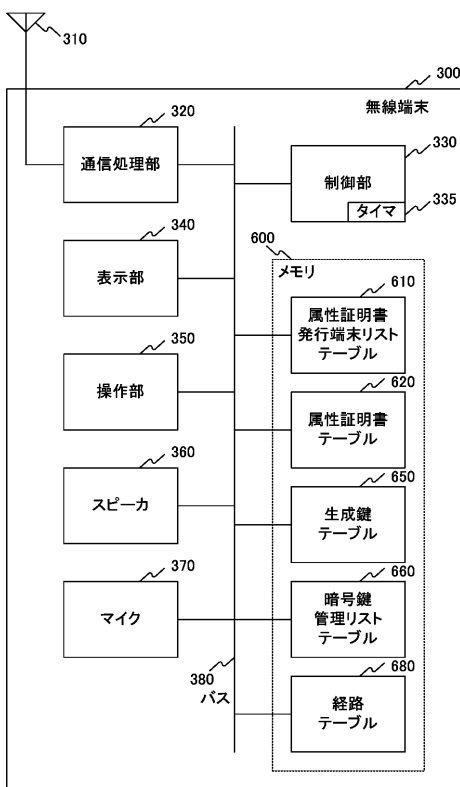
【図 1 7】本発明の実施の形態におけるフレーム送信の際の暗号鍵選択アルゴリズムを示す図である。

【符号の説明】

3 0 0	無線端末	
3 1 0	アンテナ	30
3 2 0	通信処理部	
3 3 0	制御部	
3 3 5	タイマ	
3 4 0	表示部	
3 5 0	操作部	
3 6 0	スピーカ	
3 7 0	マイク	
3 8 0	バス	
4 0 0	端末	
6 0 0	メモリ	40
6 1 0	属性証明書発行端末リストテーブル	
6 2 0	属性証明書テーブル	
6 5 0	生成鍵テーブル	
6 6 0	暗号鍵管理リストテーブル	
6 8 0	経路テーブル	
7 1 0	公開鍵証明書	
7 2 0	属性証明書	
8 0 0	フレーム	
8 1 0	ビーコンフレーム	
8 2 0	セッション鍵配布フレーム	50

- 8 3 0 ブロードキャスト鍵配布フレーム
- 8 7 0 認証要求フレーム
- 8 8 0 認証応答フレーム

【図 1】



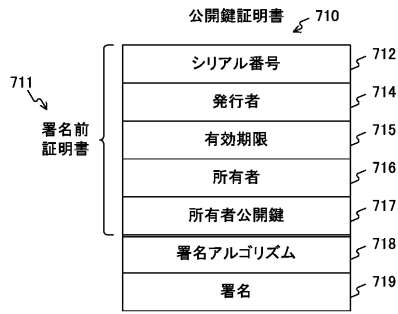
【図 2】

属性証明書発行端末リストテーブル 610

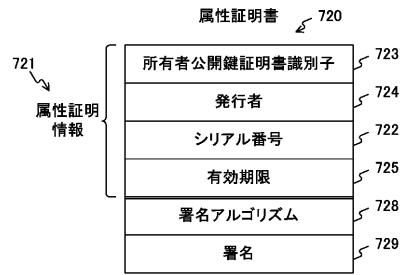
611 端末識別子 612 公開鍵証明書

端末X	公開鍵証明書X
端末Y	公開鍵証明書Y
⋮	⋮

【 図 3 】



【 図 4 】

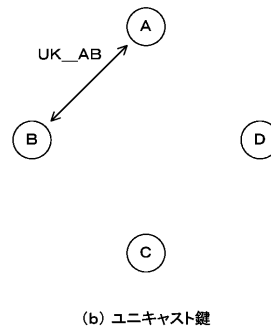
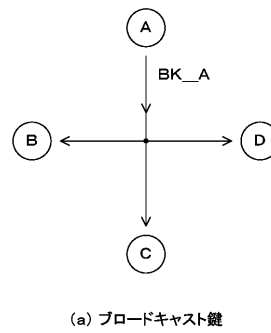


【 図 5 】

暗号鍵管理リストテーブル 660

端末識別子 661	ユニキャスト暗号鍵 662	ブロードキャスト暗号鍵 663
端末B	UK_AB	BK_B
端末C	UK_AC	BK_C
端末D	UK_AD	BK_D
⋮	⋮	⋮

【 図 6 】

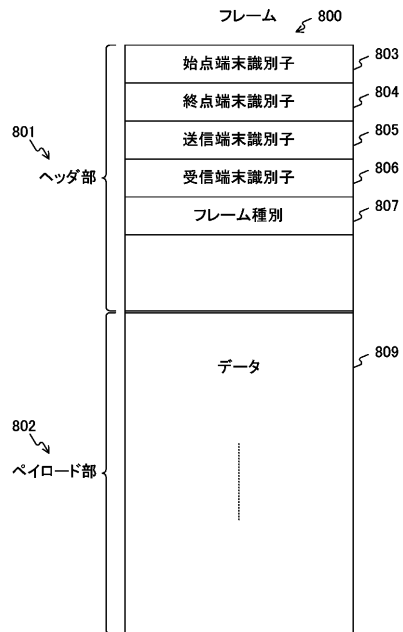


【 図 7 】

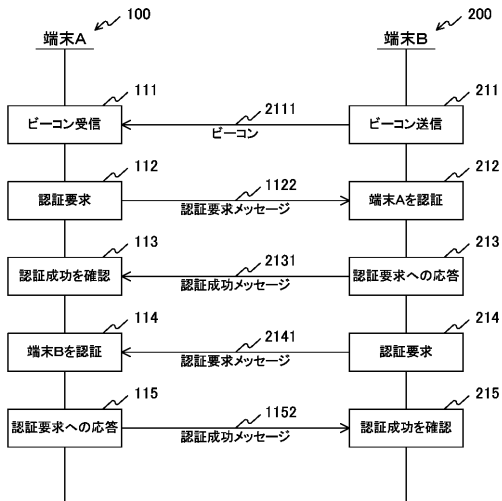
経路テーブル 680

681 終点端末識別子	682 転送先端末識別子	683 有効時間
端末B	端末B	1:30
端末C	端末B	0:50
端末D	端末B	0:30
⋮	⋮	⋮

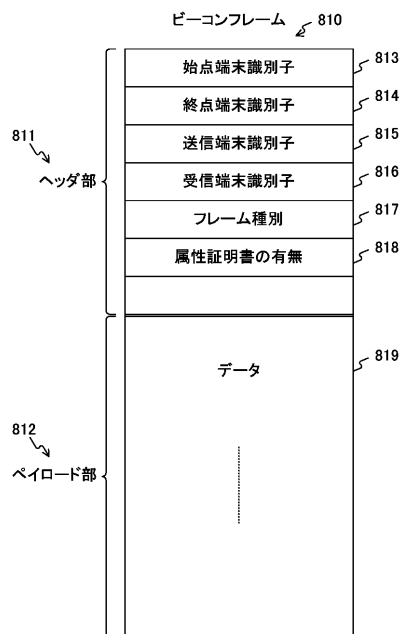
【 図 8 】



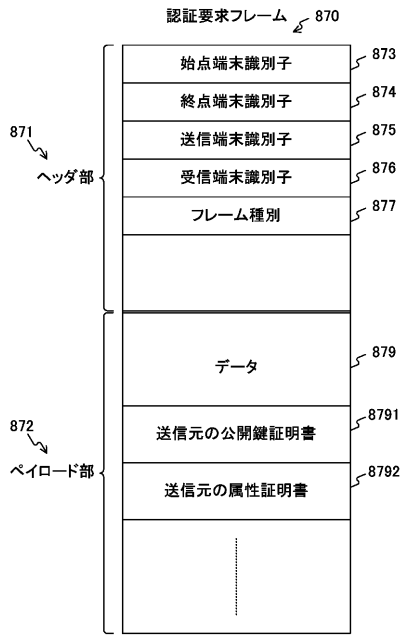
【 図 9 】



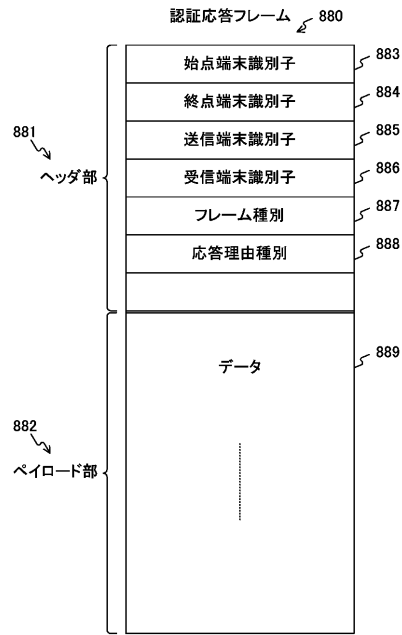
【 図 10 】



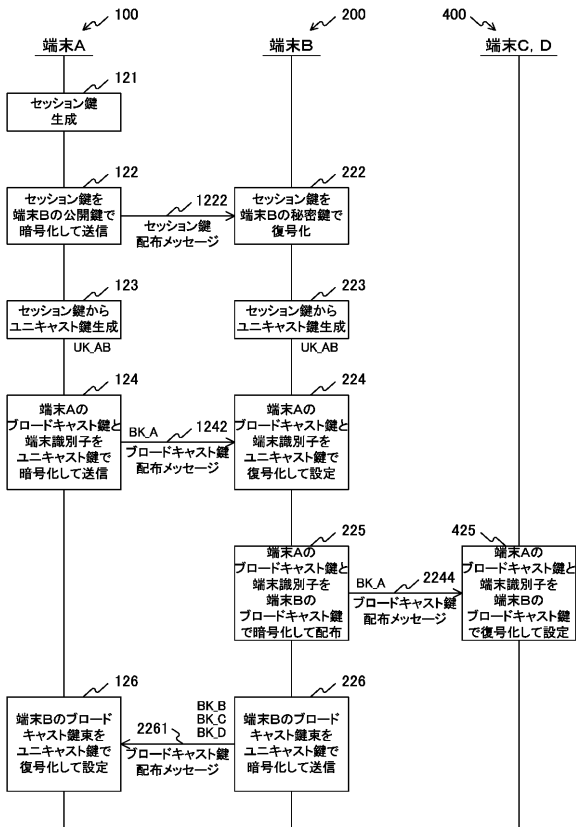
【 図 1 1 】



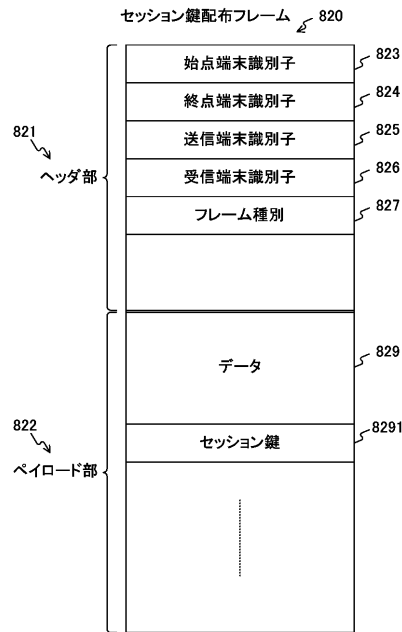
【 図 1 2 】



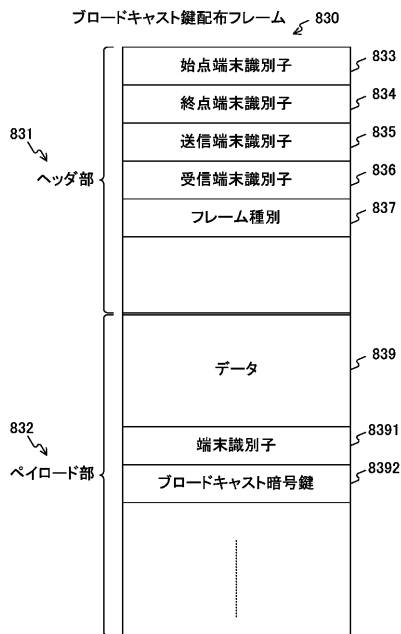
【 図 1 3 】



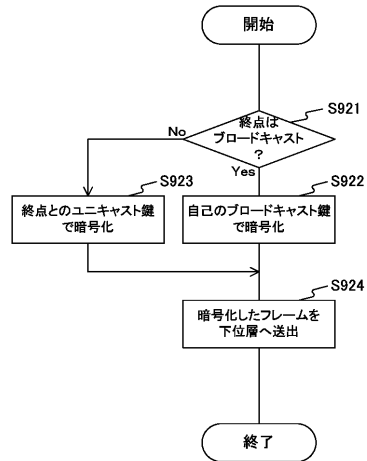
【 図 1 4 】



【 図 1 5 】



【 図 1 6 】



【 図 1 7 】

